3　場所　千葉県山武郡芝山町小池973番地　芝山文化センター
4　主宰者　国土交通省航空局航空ネットワーク部首都圏空港課成田国際空港企画室長（同室長が出席できないときは首都圏空港課職員のうち係長以上の職にある者）
5　公述の申出　公述しようとする利害関係人は、下記事項に留意の上、公述申込書及び公述書各２部を平成29年１月18日午後５時までに必着するよう、郵便番号100―8918　東京都千代田区霞が関２丁目１番３号　国土交通省航空局航空ネットワーク部首都圏空港課成田国際空港企画室に提出しなければならない。

記

⑴　公述できる利害関係人の範囲　航空法施行規則第80条に規定する者
⑵　公述申込書の記載事項　公述しようとする者の氏名、住所、電話番号、職業、年齢（法人にあっては、その名称、住所及び電話番号並びにその法人を代表して公述する者の氏名、職名及び年齢）及び事案に対する賛否並びに利害関係を説明する事項
⑶　公述書の記載事項　公述しようとする者の氏名及び公述しようとする具体的内容
⑷　公述書の内容が事案の範囲外にあるか又は他の同類のものがあるときは、公述を申し込んだ者の中から公述人を選定することがある。
⑸　議事の整理上必要であるときは、公述時間を制限することがある。
⑹　制限時間、公聴会当日の受付時間及び場所その他必要な事項は、公述を申し込んだ者に直接通知する。

6　傍聴
⑴　傍聴を希望する者は、郵便事業株式会社が発行する往復はがき（一人一通に限ることとし、氏名（ふりがなを付すこと。）、住所（郵便番号を付記すること。）、電話がある場合は電話番号、職業、年齢、「成田国際空港関係公聴会の傍聴希望」の旨及び返信用はがきのあて先を必ず明記すること。）にて、平成29年１月18日午後５時までに必着するよう、郵便番号100―8918　東京都千代田区霞が関２丁目１番３号　国土交通省航空局航空ネットワーク部首都圏空港課成田国際空港企画室に申し込むこと。
⑵　傍聴人の人数は、100人以内とし、傍聴申込みがこれを超える場合は、受付順に選定する。
⑶　公聴会当日の受付時間及び場所その他の必要な事項は、傍聴を申し込んだ者に直接通知する。

公　告

諮　事　項

工場財団

東京都千代田区二番町８番地７二番町パークフォレスト1004号**髙橋秀和**の工場財団に千葉県香取市多田字新橋194番地香取市多田発電所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成29年１月11日

千葉地方法務局香取支局

有権者申出方

元当局所属公証人清水篤の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成29年１月11日　　静岡地方法務局

建築士懲戒処分公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年１月11日

近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成28年12月９日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　中村　博仁　一級建築士　第258921号
3　処分の内容　戒告
4　処分の原因となった事実　大阪府内の建築物（６物件（建築確認：平成24年５月（２物件）、同年７月（４物件））について、株式会社アーネストワン大阪一級建築士事務所（大阪府知事登録㈼第23603号）の業務に関し、設計者として、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第40条の規定に基づく大阪市建築基準法施行条例（平成12年４月１日制定）第３条の２第１項第２号の規定に違反する設計（法第53条第１項第２号の規定により建築物の建ぺい率の限度が10分の８とされている地域内の建築物で、建ぺい率が10分の６を超え、かつ、延べ面積が500㎡以下の建築物については、耐火建築物、準耐火建築物又は法第62条第１項の政令で定める技術的基準に適合する建築物としなければならないにもかかわらず、これに適合しない設計）を行った。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２８年（家）第１６７７号
東京都中央区日本橋３丁目11番２号
申立人　株式会社東日本銀行
本籍埼玉県さいたま市北区本郷町1444番地、最後の住所埼玉県さいたま市見沼区堀崎町464番地７、死亡の場所埼玉県さいたま市見沼区、死亡年月日平成26年６月18日、出生の場所大阪市西淀川区、出生年月日昭和27年４月17日、職業不詳
被相続人　亡　谷　　信子
事務所埼玉県川口市芝新町７―22　森ビル３階城口法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉村孝太郎
さいたま家庭裁判所

平成２８年（家）第９２４号
東京都港区芝３丁目33番１号
申立人　住信保証株式会社
本籍東京都東村山市青葉町２丁目24番地54、最後の住所埼玉県狭山市大字北入曽1508番地の102フラワーヒル69―６、死亡の場所埼玉県狭山市、死亡年月日平成28年１月26日、出生の場所山形県最上郡及位村、出生年月日昭和23年11月２日、職業不明
被相続人　亡　栗田　良司
事務所埼玉県川越市大手町７番地24髙橋法律事務所
相続財産管理人　弁護士　髙橋毅久男
さいたま家庭裁判所川越支部

平成２８年（家）第３０１９９号
千葉県松戸市六高台４丁目93番地六実マンション309号
申立人　宮園　　隆
本籍神奈川県横須賀市阿部倉1260番地、最後の住所千葉県松戸市六高台４丁目93番地六実マンション309号、死亡の場所千葉県我孫子市、死亡年月日平成４年12月28日、出生の場所山梨県南巨摩郡増穂村、出生年月日大正３年２月８日、職業無職
被相続人　亡　宮園　晴之
事務所千葉県柏市旭町１丁目１番２号ＹＫ―７ビル７階　柏法律事務所
相続財産管理人　弁護士　田中　　晋
千葉家庭裁判所松戸支部

平成２８年（家）第３０２２０号
千葉市中央区富士見１丁目11番11号
申立人　株式会社京葉銀行
本籍山形県最上郡鮭川村大字庭月758番地２、最後の住所千葉県船橋市田喜野井４丁目１番32号、死亡の場所千葉県市原市、死亡年月日平成28年１月17日、出生の場所山形県最上郡鮭川村、出生年月日昭和31年８月３日、職業会社役員
被相続人　亡　井関　武夫
事務所千葉県船橋市本町１―26―２　船橋ＳＦビル４階　葛南綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　森本　　亨
千葉家庭裁判所市川出張所

平成２８年（家）第７２３８３号
埼玉県川越市今成２丁目４番―２
申立人　川島　俊夫
本籍東京都荒川区町屋１丁目912番地、最後の住所東京都荒川区町屋１丁目８番16号、死亡の場所東京都荒川区、死亡年月日平成28年７月23日頃、出生の場所東京都荒川区、出生年月日昭和27年９月26日、職業無職
被相続人　亡　豊嶋　大治
事務所東京都千代田区平河町２丁目16番６号ｊｅＶビル９階隼町法律事務所
相続財産管理人　弁護士　髙橋　正樹
東京家庭裁判所